

お知らせ

現時点での掲載案であり、今後変更される場合があります。

掲載日：令和6年3月●日

「法人事業概況説明書」の改訂について

国税庁においては、事業者におけるデジタルの更なる活用を進めることにより、単純誤り防止による正確性の向上が図られるなど、簡単・便利に、効率的で誤りのない申告を実現できる環境を目指しています。

今般、事業者の方々のデジタル化の状況を含め、その法人の経理状況等を把握するため、令和6年3月1日以後終了事業年度分より使用していただく法人事業概況説明書の様式の下記の箇所を改訂します。

改訂後の様式については、国税庁ホームページ「[法人事業概況説明書](#)」をご確認ください。
具体的な改訂の内容については、国税庁ホームページ「[「法人事業概況説明書」](#)」の様式が改訂されます。(令和6年1月) [PDF](#)をご確認ください。

電子帳簿保存法の適用状況

・「優良な電子帳簿」に係る正確なご理解及びその活用に資する観点から、過少申告加算税の軽減措置の適用要件を満たして、措置の対象となる優良な電子帳簿の保存等を行っている場合には、これまで会計ソフト名の末尾に「●●ソフト（軽減）」と記載していただいたところです。

・今回の改訂により、新たに設けた「電帳法適用状況」欄の「優良」に「○」を付していただくことで、会計ソフトの末尾に「（軽減）」の記載が不要となりました。

年末調整関係書類の電子化の状況

・年末調整事務における電子化の状況を把握するため、新たに「年末調整関係書類の電子化の状況」欄を設けました。

※この項目は、源泉所得税の税理士関与がない場合は、記載を省略いただいて差し支えありません。

令和6年3月25日以降に、令和5年4月1日以後終了事業年度分の申告を行う方へ

e-Taxについては、新様式のシステムリリースが令和6年3月25日を予定していることから、リリース日以降、令和5年4月日以後終了事業年度分の申告（修正申告を含む）を行う際には、新帳票を旧帳票に読み替え入力していただく必要がありますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

【例】令和6年1月決算法人が、令和6年3月29日に申告した場合

「5 PC利用状況」欄の(7)について、旧帳票では「データの保存先」を記載しますが、新帳票では「電帳法適用状況」になっているため、以下のとおり、読み替えて入力してください。

(7)電帳法適用状況 優良 一般 スキヤナ

読み替え前:(7)電帳法適用状況 優良○

読み替え後:(7)データの保存先 クラウド○